

日本とASEAN諸国のEPAに関する輸入通関手続き  
(日本との二国間EPAに関するもの、日アセアンEPA(AJCEP)に関するもの)

国名	通常の通関手続き (輸入申告)に必要な書類	EPA特恵税率を 申告する輸入通関に 必要な書類	第三国で積み替えた 場合の輸入通関に 必要な書類	三国間貿易の輸入通 関に必要な書類	Back to Back CO による輸入通関に 必要な書類	通関にEPAのCOが間に合わなかった 場合の手続き(関税の還付など)
<b>日本</b> (日星EPA 02/11/30発効、 日馬EPA 06/07/13発効、 日泰EPA 07/11/01発効、 日尼EPA 08/07/01発効、 日文EPA 08/07/31発効、 日ASEANCEP 08/12/01発効、 日比EPA 08/12/11発効、 日越EPA 09/10/01発効)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸入申告書</li> <li>・インボイス</li> <li>・パッキングリスト</li> <li>・運賃明細書</li> <li>・保険明細書</li> <li>・船荷証券(B/L)またはAir Way Bill (AWB)</li> </ul>	左記+ ・原産地証明書  (小額輸入の際の原産地 証明書の提出免除) 課税価格の総額が20万 円以下の輸入の場合、提 出免除規定が有る 根拠: 関税法施行令第61 条第1項第2号イ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸入申告書</li> <li>・特定原産地証明書</li> <li>・通し船荷証券(Through B/L)の写し</li> <li>・当該貨物について積替え、一時蔵置若しくは博覧会等への出品がされた当該非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書又はその他税関長が適当と認める書類 (関税法施行令第61条2項1号ロ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸入申告書</li> <li>・インボイス(パッキングリスト、運賃明細書、保険明細書)</li> <li>・原産地証明書に提出されたインボイスの番号が記載されていない場合など、原産地証明書に書かれた内容と提出されたインボイスがつながるかどうかのエビデンスとしてメーカーズインボイス、輸出者と輸入者の間に入っている数社の仲介者のインボイスを求められることがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸入申告書</li> <li>・インボイス(パッキングリスト、運賃明細書、保険明細書)</li> <li>・Back to Back原産地証明書</li> </ul>	許可前引取り(BP: Before Permit): 関税相当額の担保を提供し、税関長の承認を受けた上で通関。 原則3ヶ月以内に特定原産地証明書を提出する。 (関税法第73条第1項) ※担保提供の方法 ①銀行・信用金庫など保証人から保証を証する書類を入手し税関に提出する。(銀行などに債務保証を積む方法。) ②法務局の供託機関に供託してその供託書正本を入手し税関に提出する。(国債・社債・有価証券など) ③法務局での抵当権設定の登記又は登録を嘱託しその証明(登記簿謄本など)を入手し提出する。 (土地・建物・飛行機など不動産・動産が対象。)  <a href="http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1113jr.htm">http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1113jr.htm</a>

日本とASEAN諸国のEPAに関する輸入通関手続き  
(日本との二国間EPAに関するもの、日アセアンEPA(AJCEP)に関するもの)

国名	通常の入通関手続き (輸入申告)に必要な書類	EPA特恵税率を 申告する輸入通関に 必要な書類	第三国で積み替えた 場合の入通関に 必要な書類	三国間貿易の入通関 に必要な書類	Back to Back CO による輸入通関に 必要な書類	通関にEPAのCOが間に合わなかった 場合の手続き(関税の還付など)
シンガポール (日星EPA 02/11/30発効、 AJCEP 08/12/01発効)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸入許可証(Cargo Clearance Permit - "CCP")</li> <li>・インボイス</li> <li>・パッキングリスト</li> <li>・船荷証券(B/L)またはAir Way Bill(AWB)</li> <li>・保険明細書</li> <li>・荷渡指示書(Delivery Order)</li> <li>・必要に応じてその他関連書類</li> </ul>	左記+  <ul style="list-style-type: none"> <li>・原産地証明書(日本シンガポール二国間EPAの場合はJSEPAの特恵CO、AJCEPの場合はForm AJ)</li> </ul> (小額輸入の際の原産地証明書の提出免除) AJCEPの場合: 日本からの貨物は20万円以下の場合、その他アセアン各国からの貨物の場合はUS\$200以下の場合 JSEPAの場合: 課税価格の総額が20万円以下の場合	左記+  <ul style="list-style-type: none"> <li>・通し船荷証券(Through B/L)で輸出国管内で発行されたもの、または、荷降ろし・荷積みなど商品が良好な状態に保管するための作業以外に行っていない旨を証明する書類</li> </ul>	FTA特恵税率を申告する輸入通関に必要な書類+  <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3国発行のインボイス、及び商流の連続性を証明するその他関連書類を求められることがある。</li> </ul> CO上の第13欄に"Third Party Invoicing"のチェックと第3国インボイス発行者の企業名と住所の表記が必要。	FTA特恵税率を申告する輸入通関に必要な書類+  <ul style="list-style-type: none"> <li>・Back to Back原産地証明書(Form AJ)、ただし第13欄に"Back to Back CO"のチェックがあること。</li> <li>・日本シンガポール二国間EPAの場合はBack to Back COの規定はなし。</li> </ul>	本規定はシンガポールにおいて輸入関税適用貨物、すなわち実質的には酒類のみに適用される。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・もしCOが輸入時に間に合わない場合は、特恵税率は適用できないが、後日CO提出可能で特恵との差額分還付を希望する場合は、トレードネットシステムの輸入許可申請で'Customs Duty Rate' と 'Excise Duty Rate' の両方で後日還付希望の旨をリマーク欄に記入する必要がある。輸入者はCOをシンガポール税関の Procedures and Processing Branchに貨物の引取りの日から1週間以内にCOを提出すること。</li> <li>・税関で確認後、輸入者或いは通関業者は1年以内にトレードネットのオンライン申請の還付モジュールで還付申請をする。この還付申請結果はトレードネットにて通知される。</li> </ul>

日本とASEAN諸国のEPAに関する輸入通関手続き  
(日本との二国間EPAに関するもの、日アセアンEPA(AJCEP)に関するもの)

国名	通常の通関手続き (輸入申告)に必要な書類	EPA特恵税率を 申告する輸入通関に 必要な書類	第三国で積み替えた 場合の輸入通関に 必要な書類	三国間貿易の輸入通 関に必要な書類	Back to Back CO による輸入通関に 必要な書類	通関にEPAのCOが間に合わなかった 場合の手続き(関税の還付など)
マレーシア (日馬EPA 06/07/13発効、 AJCEP 09/02/01発効)	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸入申告書(Custom Form No.1、FOBがRM20,000を超える場合はCustom Form No. 1A)</li> <li>インボイス</li> <li>パッキングリスト</li> <li>輸入許可証(必要な品目の場合)</li> <li>船荷証券(B/L)またはAir Way Bill(AWB)</li> <li>適用除外のレター(もし関税やVATなど輸入税の免除を申請する場合)</li> </ul>	左記+ <ul style="list-style-type: none"> <li>原産地証明書(Form MJEPAは日本マレーシア二国間EPAの場合、From AJ はAJCEPの場合)</li> </ul> (小額輸入の際の原産地証明書の提出免除) AJCEPの場合: 課税価格の総額がUS\$200以下の輸入の場合 MJEPAの場合: 課税価格の総額がUS\$1,000以下の輸入の場合	左記+ <ul style="list-style-type: none"> <li>通し船荷証券(Through B/L)あるいはAir Way Bill(AWB)の写し</li> <li>寄港地税関発行の当該貨物について積替え証明書</li> </ul>	FTA特恵税率を申告する輸入通関に必要な書類+ <ul style="list-style-type: none"> <li>第3国で発行されたインボイス</li> </ul> ・場合によっては、産品に関するエビデンスや、第3国インボイスを発行する企業に関するエビデンスが要求されることもある。 ・COの第13欄に“Third Party Invoice” にチェックがあること。	FTA特恵税率を申告する輸入通関に必要な書類+ <ul style="list-style-type: none"> <li>Back to Back原産地証明書(Form AJ)、ただし第13欄に“Back to Back CO” のチェックがあること。</li> <li>日本マレーシア二国間EPAの場合はBack to Back COの規定はなし。</li> </ul>	還付制度あり。輸入者は以下の2通りのいずれか選択可能。 <ul style="list-style-type: none"> <li>最初にMFNレートで支払、後日COを提出し、MFNとFTALレートの差額の還付を受ける。</li> <li>最初にFTALレートで支払、同時にMFNとFTALレートの差額分の銀行保証を提出する。後日CO提出し受理されれば銀行保証は返還される。</li> </ul> 還付の手続きは以下の通り: <ol style="list-style-type: none"> <li>ロイヤルマレーシア税関の本部還付部門に向かう。(The Refund Department at the Headquarters of the Royal Malaysian Customs Department)</li> <li>担当官から還付申請フォームを受け取り記入。担当官からは、その他必要書類を指示される。</li> <li>還付申請に問題なければ、還付は指定の銀行口座に送金される。</li> </ol> 還付申請に係る所要時間は全ての書類提出後、3カ月程度。
タイ (日タイEPA 07/11/01発効、 AJCEP 09/06/01発効)	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸入申告書(電子文書)</li> <li>インボイス(電子文書)</li> <li>パッキングリスト</li> <li>船荷証券(B/L)またはAir Way Bill(AWB)</li> <li>その他カタログ、成分表等関係書類</li> </ul> ※以下、必要に応じて。 <ul style="list-style-type: none"> <li>保険明細書</li> <li>輸入許可証</li> </ul>	左記+ <ul style="list-style-type: none"> <li>原産地証明書(Form JTEPA or Form AJ)</li> <li>EPAが要求する必要書類(必要に応じて)</li> </ul> (小額輸入の際の原産地証明書の提出免除) 課税価格の総額がUS\$200以下の輸入の場合	左記+ <ul style="list-style-type: none"> <li>通し船荷証券(Through B/L)の写し</li> <li>積み替えた国の税関など公官庁が発行した原産性を維持している証明書</li> </ul>	FTA特恵税率を申告する輸入通関に必要な書類+ <ul style="list-style-type: none"> <li>第3国発行のインボイス</li> <li>第3国発行のインボイスを使うことが記載された原産地証明書</li> </ul>	<b>(AJCEP のみ)</b> FTA特恵税率を申告する輸入通関に必要な書類+ <ul style="list-style-type: none"> <li>Back to Back原産地証明書。特に疑義がある場合を除いてその他は不要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Import Entry にあるRemark欄「COを後日提出条件でEPA特恵税率適用の権利を保留」にチェックマークを入れる。</li> <li>当該貨物に課せられる一般関税(MFN税率の全額)を暫定支払いする。</li> <li>CO提出後、暫定支払い関税が還付される。</li> </ul>

日本とASEAN諸国のEPAに関する輸入通関手続き  
(日本との二国間EPAに関するもの、日アセアンEPA(AJCEP)に関するもの)

国名	通常の通関手続き(輸入申告)に必要な書類	EPA特惠税率を申告する輸入通関に必要な書類	第三国で積み替えた場合の輸入通関に必要な書類	三国間貿易の輸入通関に必要な書類	Back to Back COによる輸入通関に必要な書類	通関にEPAのCOが間に合わなかった場合の手続き(関税の還付など)
インドネシア (日尼EPA 08/07/01発効、AJCEP 未発効)	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸入申告書("Pemberitahuan Impor Barang" or PIB)</li> <li>通関許可証("Surat Persetujuan Pengeluaran Barang" or SPPB)</li> <li>輸入ライセンス(必要な場合のみ)</li> <li>インボイス</li> <li>パッキングリスト</li> <li>オリジナルの船荷証券(B/L)またはAir Way Bill (AWB) 又は陸路の場合はカーゴレシート(コピー不可)</li> <li>保険明細書</li> <li>運送料明細書</li> </ul> 注: AJCEPは未発効	左記+ <ul style="list-style-type: none"> <li>原産地証明書 (Form IJ)</li> </ul> (小額輸入の際の原産地証明書の提出免除) 課税価格の総額がUS\$200以下の輸入の場合 注: AJCEPは未発効	左記+ <ul style="list-style-type: none"> <li>通し船荷証券(Through B/L)の写し</li> </ul> 注: AJCEPは未発効	FTA特惠税率を申告する輸入通関に必要な書類+ <ul style="list-style-type: none"> <li>第3国で発効されたインボイス</li> <li>CO (Form IJ) でインボイスは第3国で発行の旨記載されており、以下の情報の記載が必要。 第3国発行インボイスの発行者の名称と住所および、第3国発行インボイスのインボイス番号</li> </ul> 注: AJCEPは未発効	JIEPAではBack to Back COの規定なし。  AJCEPはインドネシア未発効	<ul style="list-style-type: none"> <li>FTAの特惠関税の為には通関時にCOを含めた全ての関連書類の提出が必要。インドネシアにはCOの事後提出による関税還付制度はない。(日本の許可前引取りのような制度はない)</li> </ul> 注: AJCEPは未発効
ブルネイ (日文EPA 08/07/31発効、AJCEP 09/01/01発効)	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸入許可証 (Approval Permit)</li> <li>輸入申告書</li> <li>荷渡指示書</li> <li>インボイス</li> <li>パッキングリスト</li> <li>船荷証券(B/L)またはAir Way Bill(AWB)</li> <li>保険明細書等</li> </ul>	左記+ <ul style="list-style-type: none"> <li>原産地証明書オリジナル (Form JB for JBEP A)</li> <li>原産地証明書オリジナル (Form AJ for AJCEP)</li> </ul> (小額輸入の際の原産地証明書の提出免除) FOBでUS\$200以下の輸入の場合	左記+ <ul style="list-style-type: none"> <li>通し船荷証(Through B/L)券の写し</li> <li>積替え国の場合は、その地の税関当局から、荷降ろし・荷積みなど商品や良好な状態に保管するための作業のみ行った旨を承認する証明書、あるいは税関当局からの情報。</li> <li>もし積み替えが非締結国での場合は、1. 地理的に物流的に説明可能であり、2. 非締結国で消費又は消費されておらず、3. 積み替え等以外のオペレーションが行われていないこと、が条件。</li> </ul>	FTA特惠税率を申告する輸入通関に必要な書類+ <ul style="list-style-type: none"> <li>第3国で発効されたインボイス、および商流を説明する関連書類を求められることもある。</li> </ul> CO上の "Third Party Invoice" 欄にチェックが入っていること。	FTA特惠税率を申告する輸入通関に必要な書類+ <ul style="list-style-type: none"> <li>Back to Back CO (Form AJ)</li> </ul> 注: Back to Back COの第13欄にチェックが入っていること。  (AJCEPのFormAJの場合のみ取扱、二国間EPAのJBEP AではFTA上の規定なし)	輸入者はまずMFNの関税率で通関・関税支払を済ませ、次に関税還付の申請を行う。還付申請は関税支払日より12カ月以内に行う。  申請手続きは以下のとおりとなる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>財務省のRoyal Customs and Excise Department にあるDuty Refund and Drawback Unit (1st floor) に赴く。FTA特惠関税での輸入通関に必要な全ての書類を持参する。</li> <li>担当官に輸入通関関連書類を提出し、所定の関税還付フォームに記入。</li> <li>後日、関税還付分は指定の銀行口座に振り込まれる。</li> </ol> 還付までの所要時間は1カ月から3カ月かかる。

日本とASEAN諸国のEPAに関する輸入通関手続き  
(日本との二国間EPAに関するもの、日アセアンEPA(AJCEP)に関するもの)

国名	通常の通関手続き (輸入申告)に必要な書類	EPA特惠税率を 申告する輸入通関に 必要な書類	第三国で積み替えた 場合の輸入通関に 必要な書類	三国間貿易の輸入通 関に必要な書類	Back to Back CO による輸入通関に 必要な書類	通関にEPAのCOが間に合わなかった 場合の手続き(関税の還付など)
フィリピン (日比EPA 08/12/11発効、 AJCEP 10/07/01発効)	<p>通常の商業目的の輸入者は税関 ("BOC" - Bureau of Customs) へ の登録が必要。年間登録費は 1,500ペソで、引き続きの更新は 500ペソが課される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・輸入申告書(Import Entry and Internal revenue Declaration (IEIRD) Form)</li> <li>・関税評価申告補助書類 (Supplemental Declaration on Valuation)</li> <li>・インボイス</li> <li>・パッキングリスト</li> <li>・船荷証券(B/L)またはAir Way Bill(AWB)</li> <li>・プロフォーメインボイス</li> <li>・保険証券(CIF価格算出のため)</li> <li>・その他必要に応じてその他書類 (規制品目の輸入許可など)</li> </ul>	<p>左記+</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原産地証明書、EPAに 応じて、JPEPAはForm JP、或いはAJCEPなら Form AJ</li> </ul> <p>(注: FTA特惠関税による 輸入申告は黄色レーン (書類審査)或いは赤 レーン(書類と実物検査) が指示される。)</p> <p>(小額輸入の際の原産地 証明書の提出免除) FOBでUS\$200以下の輸 入の場合</p>	<p>左記+</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通し船荷証券(Through B/L)の抄本</li> <li>・保険仕様書(輸入者の 保護の為にあれば望まし い)</li> </ul> <p>(注: フィリピンではFTAで 規定された以外の書類や 手続きは課されない。)</p>	<p>FTA特惠税率を申告す る輸入通関に必要な書類 と同じ。</p> <p>(注: フィリピンではFTA で規定された以外の書 類や手続きは課されな い。)</p>	<p>FTA特惠税率を申告す る輸入通関に必要な書 類+</p> <p>Back to Back CO (Form AJ)</p> <p>(注: フィリピンではFTA で規定された以外の書 類や手続きは課されな い。)</p> <p>AJCEP のみ適用、二国 間EPAでは規定なし。</p>	<p>FTA特惠関税適用にはCOの提出が原則で はあるが、提出前の事前貨物リリースも可 能。輸入者への貨物仮引渡にはImport &amp; Assessment Service への正式なCOが遅れ る理由書の提出と期限内有効なCOの提出 確約が必要。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. このリクエストが認可された場合、税関の 担当官がMFNとFTA特惠関税の差額を計算 する。</li> <li>2. 輸入者はMFNと特惠関税の差額分を小 切手で担保として差し入れて貨物を引き取 る。</li> <li>3. 税関のCash Divisionは約束されたCO提 出まで、小切手を担保として保管。CO提出す れば返還される。</li> </ol> <p>輸入者がFTA特惠関税適用に関して不服の 場合には、貨物の仮リリースから60日以内に 税関のDeputy Collector for Assessmentに 書面で異議申立できる。関税分類の異議の 場合はタリフ・コミッションの援助を求めるこ とも可能。</p>

日本とASEAN諸国のEPAに関する輸入通関手続き  
 (日本との二国間EPAに関するもの、日アセアンEPA(AJCEP)に関するもの)

国名	通常の通関手続き (輸入申告)に必要な書類	EPA特恵税率を 申告する輸入通関に 必要な書類	第三国で積み替えた 場合の輸入通関に 必要な書類	三国間貿易の輸入通 関に必要な書類	Back to Back CO による輸入通関に 必要な書類	通関にEPAのCOが間に合わなかった 場合の手続き(関税の還付など)
<p><b>ベトナム</b>                      (AJCEP 08/12/01発効、                      日越EPA 09/10/01発効)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通関申告書(原本2部)</li> <li>・売買契約書(Faxやメール等の書面でコピー1部)又は輸入委託の場合はその輸入委託契約書(コピー1部)</li> <li>・インボイス(原本1部)</li> <li>・船荷証券(B/L)またはAir Way Bill (AWB)(コピー1部)</li> </ul> <p>その他、必要に応じて以下のような必要書類の例がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物品が多種に分かれているか、別個に梱包されている場合は、物品リスト(原本及びコピー1部)</li> <li>・輸入物品が国内法令により検査を受ける対象である場合(食品安全や動植物検疫等)は、検査登録証もしくは検査管轄機関により発行された検査免除を記載する公式文書(原本1部)</li> <li>・輸入物品が国内法令により検査が必要な物品については、その検査結果を示した証明書(原本1部)</li> <li>・輸入価格を証明する書類(原本2部)</li> <li>・輸入物品が国内法令により輸入許可の対象である場合は、輸入許可書(原本1部。同じ物品を数回輸入する場合はコピー要)</li> <li>・輸入関税免除に関連する場合はその関連書類</li> <li>・付加価値税に該当しない場合はその関連書類</li> </ul>	<p>左記+</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原産地証明書(日本ベトナム二国間EPAの場合はForm JV、AJCEPの場合はForm AJ、それぞれ原本1部)</li> </ul> <p>(小額輸入の際の原産地証明書の提出免除)                      課税価格の総額がUS\$200以下の輸入の場合</p>	<p>左記+</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通し船荷証券(Through B/L)</li> <li>・第三国で貨物を積卸し、積み替えた場合、1. 積替えが地理的理由その他により必要であったこと、2. 積替えは経由国で商業的に行いや消費などされていないこと、3. 当該貨物は積み下ろしなど以外のプロセスを経ておらず貨物の原産性が維持されていること、                          これらを証明した書類</li> </ul>	<p>FTA特恵税率を申告する輸入通関に必要な書類+</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3国の企業やAJCEPやJVEPA締結国の企業により発行されたインボイス</li> <li>・Third Party Invoice 発行の旨がCOのそれぞれの規定の欄にチェックマークがあることに留意</li> <li>・Third Party Invoice 発行者のインボイス番号、氏名と住所をCOの規定の欄に明記する。</li> <li>・CO発行時点で不明の場合は、例外措置として、輸出者インボイスの情報(インボイス番号や日付)をCOの規定の欄に記入。COには別途、Third Party Invoice が発行され、それがベトナムへの輸入に使用されること、そのインボイス発行者の企業名や住所を明記する。ベトナム税関は商流を確認するために別途関連書類を要求することもある。</li> </ul>	<p>FTA特恵税率を申告する輸入通関に必要な書類+</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Back to Back原産地証明書 (Form AJ)</li> </ul> <p>注: Back to Back COの第13欄にチェックが入っていること。</p> <p>(AJCEPのFormAJの場合のみ取扱、二国間EPAの Form JVではFTA上の規定なし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通関時に原産地証明書が間に合わず輸入者の手元にない場合、輸入者は、税関に対して原産地証明書の提出が遅延することを書面で申告しなければならない。税関は輸入申告日から30日以内であれば認可することもある。</li> <li>・輸入者は、一旦MFN税率相当の関税を支払い、申告日から最大30日以内を限度に原産地証明書を税関に提出すれば、MFN税率と特恵税率との差額分の還付を受けることができる。</li> <li>・万が一、30日を越えた場合でもCOが有効期限内であれば税関に受け付けてもらえる。但し、行政罰金とし500万ベトナムドンを支払い、税関による当該貨物の検査がなされる。</li> </ul>

日本とASEAN諸国のEPAに関する輸入通関手続き  
(日本との二国間EPAに関するもの、日アセアンEPA(AJCEP)に関するもの)

国名	通常の通関手続き (輸入申告)に必要な書類	EPA特惠税率を 申告する輸入通関に 必要な書類	第三国で積み替えた 場合の輸入通関に 必要な書類	三国間貿易の輸入通 関に必要な書類	Back to Back CO による輸入通関に 必要な書類	通関にEPAのCOが間に合わなかった 場合の手続き(関税の還付など)
ラオス (AJCEP 08/12/01発効)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・売買契約書、発注書</li> <li>・インボイス</li> <li>・オリジナル・船荷証券(B/L)またはAir Way Bill (AWB)</li> <li>・パッキングリスト</li> <li>・輸入許可証</li> <li>・ビジネス操業ライセンス</li> <li>・その他必要とされる書類(例: 銀行支払証書など)</li> </ul> <p>上記の書類は貨物がラオス税関のチェックポイントに入り30日以内に提出が必要</p>	左記+  <ul style="list-style-type: none"> <li>・原産地証明書 (Form AJ)</li> </ul> <p>(小額輸入の際の原産地証明書の提出免除) 課税価格の総額がUS\$200以下の輸入の場合</p>	左記+  <ul style="list-style-type: none"> <li>・通し運送証券(Through B/L)のオリジナルとコピー</li> </ul>	FTA特惠税率を申告する輸入通関に必要な書類+  <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3国で発行されたインボイス</li> </ul> <p>CO (Form AJ) 上でインボイスが第3国で発行された旨があること。</p>	FTA特惠税率を申告する輸入通関に必要な書類+  <ul style="list-style-type: none"> <li>・Back to Back原産地証明書、及びその中継国で発行されたインボイス</li> </ul> <p>(ただし税関への聞き取り調査では実際にBack to Back COを使用して輸入通関されたケースはないとのこと。)</p>	<p>輸入者は関税還付の為に輸入通関から12ヶ月以内にCOを税関へ提出できる。これは後に還付申請をする旨、輸入通関時に申告が必要。</p> <p>※ただし実際には、ラオスの税関から還付をされたことはない。これは国の予算から返納を定めるルールがないのが理由。しかし、過払いの関税分は未来の輸入関税支払分から相殺することは可能なようだ。</p>
カンボジア (AJCEP 09/12/01発効、 ただし発給開始は 10/01/01)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸入申告書</li> <li>・インボイス</li> <li>・パッキングリスト</li> <li>・船荷証券(B/L)またはAir Way Bill (AWB)</li> <li>・輸入ライセンス(必要な場合)</li> <li>・関税免税許可証(必要な場合)</li> <li>・その他書類(必要な場合)</li> </ul>	左記+  <ul style="list-style-type: none"> <li>・原産地証明書 (Form AJ)</li> </ul> <p>(小額輸入の際の原産地証明書の提出免除) FOB価格の総額がUS\$300以下の輸入の場合</p>	左記+  <ul style="list-style-type: none"> <li>・通し船荷証券(Through B/L)の写し</li> </ul>	FTA特惠税率を申告する輸入通関に必要な書類+  <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3国発行のインボイス</li> </ul> <p>CO (Form AJ) はインボイスが第3国で発行される旨の関連情報を記載のこと。</p>	FTA特惠税率を申告する輸入通関に必要な書類+  <ul style="list-style-type: none"> <li>・Back to Back CO (Form AJ)</li> </ul>	<p>関税総局 (General Department of Customs and Excise) に現金または債務証書で支払い、1年以内に原産地証明書を提出すれば、還付される。但し、これまで実例はない。</p>

日本とASEAN諸国のEPAに関する輸入通関手続き  
(日本との二国間EPAに関するもの、日アセアンEPA(AJCEP)に関するもの)

国名	通常の通関手続き (輸入申告)に必要な書類	EPA特恵税率を 申告する輸入通関に 必要な書類	第三国で積み替えた 場合の輸入通関に 必要な書類	三国間貿易の輸入通 関に必要な書類	Back to Back CO による輸入通関に 必要な書類	通関にEPAのCOが間に合わなかった 場合の手続き(関税の還付など)
ミャンマー (AJCEP 08/12/01発効)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸入申告書(CUSDEC-1)</li> <li>・輸入許可証(ライセンス)</li> <li>・インボイス</li> <li>・オリジナル船荷証券(B/L)またはAir Way Bill(AWB)</li> <li>・パッキングリスト</li> <li>・その他輸入の条件により関連政府機関より発給の証書や許可証</li> </ul>	左記+ <ul style="list-style-type: none"> <li>・原産地証明書(Form AJ)</li> </ul> (小額輸入の際の原産地証明書の提出免除) ミャンマーでは金額によるCOの免除規定はなし	左記+ <ul style="list-style-type: none"> <li>・通し船荷証券(Through B/L)の写し</li> </ul>	FTA特恵税率を申告する輸入通関に必要な書類+ <ul style="list-style-type: none"> <li>・第三国発行のインボイス</li> <li>・原産を確認するための書類</li> </ul> 注:CO(Form AJ)で第13欄の"Third Party Invoicing"にチェックがあること	FTA特恵税率を申告する輸入通関に必要な書類+ <ul style="list-style-type: none"> <li>・Back to Back CO(Form AJ)</li> <li>・内容が十分と認められるものであれば、インボイスと材料リストでよい。</li> </ul> 注:CO(Form AJ)で第13欄の"Back to Back CO"にチェックがあること	関税(MFNLレート)を支払い、後日原産地証明書を提出し、還付を受ける。  ただし、還付請求は、関税支払い後6ヵ月以内に行わねばならない また、輸入者が還付請求をすることを輸入時に申告している場合に限る。

(出所) Bryan Cave LLPIによる調査